

改正

昭和61年3月31日庁訓第7号

平成3年3月30日庁訓第3号

平成13年6月1日庁訓第5号

平成14年5月27日庁訓第9号

平成16年5月18日庁訓第5号

平成21年3月30日庁訓第7号

平成22年3月11日庁訓第1号

平成30年3月30日庁訓第2号

令和3年3月31日庁訓第8号

令和6年3月29日庁訓第8号

職員提案規程

(目的)

第1条 この規程は、職員の創意工夫による提案を奨励することにより、市の事務の改善を推進し、もって行政事務の効率化に資するとともに、職員の志気の高揚を図ることを目的とする。

(提案事項)

第2条 職員は、次に掲げる事項について随時提案することができる。

- (1) 事務処理の改善に関する事。
- (2) 市民のサービス向上に関する事。
- (3) 経費の節減又は収入の増加に関する事。
- (4) その他行政効果の向上に関する事。

(提案区分)

第3条 提案の区分は、次のとおりとする。

- (1) アイディア提案 事務又は事業に係る提案で実施されていないもの
- (2) 改善実績提案 職員の属する課等の事務又は事業に係る提案で実施済みのもの

2 市長は、必要があると認めるときは、課題を定めて提案を求めることができる。

(提案の資格)

第4条 部長等の職にある者を除き、職員はすべての提案を行う資格を有するものとする。

(提案の方法)

第5条 提案は個人又は共同して行うことができる。

2 提案しようとする職員は、別に定める提案書を財政課長を経て副市長に提出しなければならない。

(提案の制限)

第6条 副市長は、前条第2項の規定により提出された提案書が次の各号のいずれかに該当するときは、受理しないものとする。

- (1) 内容が不明確なもの
- (2) 単に不平不満、苦情、欠点の指摘等であるもの
- (3) アイディア提案にあつては、既に職務として計画中のもの
- (4) 改善実績提案にあつては、経費削減や労働時間削減等、定量的な効果を示せないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、提案の内容としてふさわしくないもの

(提案書の受理)

第7条 副市長は、第5条第2項の規定により提出された提案書を受理したときは、その旨を提案者に通知するものとする。

2 副市長は、前条の規定により提案書を受理しないときは、提案書を提案者へ返却するものとする。

(職員提案審査委員会)

第8条 提案内容を審査し、又は職員提案制度の適正かつ効果的な運用について協議するため職員提案審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をもってこれに充てる。

- (1) 委員長 副市長
- (2) 副委員長 総務部長
- (3) 委員 市民福祉部長、産業建設部長、教育次長、会計管理者、上下水道事業所長、総務課長、企画デジタル課長及び財政課長

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(審査等)

第9条 委員会は、提案内容の審査を行い、その結果を市長に報告する。

2 委員会は審査を行うに当たっては、その着眼点、有効性又は経済性等を考慮し、公正に評価しなければならない。

(ほう賞)

第10条 市長は、審査の結果に基づき、提案者をほう賞する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この庁訓は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月31日庁訓第7号)

この庁訓は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月30日庁訓第3号)

この庁訓は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年6月1日庁訓第5号)

この庁訓は、平成13年6月1日から施行する。

附 則 (平成14年5月27日庁訓第9号)

この庁訓は、平成14年6月1日から施行する。

附 則 (平成16年5月18日庁訓第5号)

この庁訓は、平成16年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日庁訓第7号)

この庁訓は、平成21年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成22年3月11日庁訓第1号)

この庁訓は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日庁訓第2号)

この庁訓は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日庁訓第8号)

この庁訓は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日庁訓第8号)

この庁訓は、令和6年4月1日から施行する。